様式第２号（第６条第２項関係）

ソーシャルメディア運用方針

令和４年　３月　１４日

志免町長　様

　志免町ソーシャルメディア運用要綱第６条第２項の規定に基づき、次のとおり取り決めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 運用者（所属課等名） | まちの魅力推進課 |
| アカウント名 | 志免町（アカウントID　＠shimetown） |
| 登録URL | https://lin.ee/wySgsIe |
| 利用目的 | 町政情報やイベント情報のほか、緊急時に迅速な情報提供を行うために町公式アカウントを開設・活用し、より多くの方に情報を伝えることを目的とする。 |
| 利用するソーシャルメディアの種類 | □ツイッター　　□フェイスブック　　□インスタグラム■その他（　　LINE　　） |
| 発信内容 | 新型コロナウイルス感染症、防災、ごみ、子育て、イベント等に関するお知らせ |
| 運用期間 | 2022年　3月　14日から　　　　年　　月　　日 |
| 質問や意見への対応方法 | 当アカウントへの質問や意見などの投稿に対して、個別の返信は原則行わない。 |
| 備　　考 |  |

（利用規約）

1. 注意事項

　　　以下に定める投稿は禁止していますので、予告なく削除することがあります。

（１）法令等に違反、又は違反する恐れのあるもの

（２）他者を誹謗中傷するもの

（３）人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

（４）虚偽又は事実と異なるもの

（５）政治活動、宗教活動、営業活動、その他営利を目的とするもの

（６）掲載記事と無関係なもの

（７）志免町又は第三者が保有する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害するもの

（８）本人の承諾無く個人情報を特定、開示、漏えいする等のプライバシーを害するもの

（９）その他、公序良俗に反するもの及び志免町が不適切と判断したもの

（10）前各号の内容を含むホームページへのリンク

２．知的財産権の帰属

　　　当アカウントに掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、志免町又は志免町以外の原著作者等に帰属します。

　　　当アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

３．免責事項

（１）志免町は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたどのような損害についても、一切の責任を負いません。

（２）志免町は、予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直し又は運用を中止する場合があります。